

平成23年第3回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成23年11月25日（金曜日）午前9時02分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第48号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
総務部長 伊澤伸一君	総務部次長兼 総務課長 大竹広行君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

晩秋を迎え、里山が秋の色に少しずつ染まってまいりました。これからも、寒さも一段と増すものと思います。皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたいと思っております。

議員各位には、何かと御多用のところ、早朝より御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出された議案は、幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についての1件であります。慎重なる御審議をお願いいたします。

臨時会招集に当たり、町長のあいさつをお願いします。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

11月も後半に入りまして、肌寒さも感じ、晩秋から初冬へと冬の様相が深まりつつあるきょうこのごろでございます。

本日、ここに平成23年第3回幸田町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも大変御多用のところ早朝より御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政の発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいております。また、行政運営各般にわたり何かと御指導・御支援を賜っております。改めて心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案させていただきます議案は、幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、1点おわびでございます。

本日の臨時会に際しまして、議会運営委員会の委員様以外の方に議案の配付が昨夜配付されましたことに際しまして、まことに申しわけなく思っております。今後、このようなことのないようにチェック体制を確立いたしまして、再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつおわびでございます。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、平成23年第3回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時02分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 夏目一成君、11番 笹野康男君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長(池田久男君) 日程第3、第47号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についての1件を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、第48号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第48号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、人事院の給与勧告に準じ、職員の給与を改定することに伴い、必要があるからであります。

次に、2ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、第1条は、職員給与表であります、別表第1及び第2を3ページから8ページのとおり改めるものでございます。

第2条につきましては、平成18年の給与の切りかえに伴う経過措置に該当する職員の給与月額を旧給料月額に100分の99.1を乗じた額に改め、平成25年3月31日までの間は、その経過措置額を半額とし、それ以降は廃止するものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は平成23年12月1日から施行し、第2条の規定は平成23年12月1日と平成24年4月1日からとするものでございます。

なお、附則第2条において、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、平成23年4月の給料等に100分の0.37を乗じた額に平成23年4月から平成23年11月までの8カ月分を乗じた額と平成23年6月に支給した期末・勤勉手当に100分の0.37を乗じた額を合わせて平成23年12月に支給する期末手当から減じて支給することとしており、この減額改定対象職員となる給料表における該当合計は、附則第2条第1項第1号の中の表以外の号給でございます。

議案関係資料につきましては、1ページから19ページでございます。よろしく御参照いただきたいと思います。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長(池田久男君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

第48号議案についての質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、この提案につきましては、今現在、国家公務員の給与の削減について提案をされているものでありますけれども、この内容が人勸の勧告に対して、それをよしとせず、東日本大震災への財源の問題や、あるいはこれからの財政難に対応する、そういうようなこととして、7.8%、2,900億円を引き下げる削減法案を提出をしているものであります。一方、人勸では0.23%の引き下げということを回答をしているわけでありまして。これに対して、いわゆる憲法違反であるとか、いろんな議論がなされているところであり、この提案の中でも、基本的な考え方として人勸による給与改定は見送られたとされております。

ところが、この改正の理由としては、幸田町としては人勸の給与勧告に準じて職員の給与の減額をしたいという、そういう内容でありますけれども、その辺について、私どもはもともとこうした人勸によらない、人勸になぜ従って職員給与をやっていくのかという、こういう問題も今までにも取り上げてまいりましたけれども、ここに至って、そもそも人勸とはと、地方公務員の給与のあり方、こうした問題も含むものではなかろうかというものであります。

愛知県の人事委員会はアップの答申をする中で、この提案が、いわゆるそうした地域事情に沿っているものなのかどうなのか、その点での説明をいただきたい。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 先ほどの人勸に準じてということでございますけれども、過去から幸田町におきましては、人事院勧告に準じて給与改定のほうを実施をさせていただいております。

今回、国については、先ほど言われましたように、人勸は凍結されたわけですがけれども、総務大臣の談話なり通知において、地方公務員につきましては、情勢適応の原則に沿いましてというか、地域の実情に合わせて、地方公務員法の趣旨にのっとりて改正をしてほしいというような形で通知が出されておりますので、今回もその人事院勧告、国は凍結をしておりますけれども、その人事院勧告に沿って改正をお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 情勢適応の原則にのっとりて改正をという、そういうような国からの要請ということがあったということでありましてけれども、じゃあ現在、国会でどういふ議論がなされているのかと、そういう問題もありますし、また地域の実情と言われるならば、愛知県においてはアップの勧告がなされているわけですがけれども、その辺はどう整合性を持たれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 愛知県におきましては、アップの人事委員会からの勧告が出

ておりまして、ボーナスにつきましては、人勸と同じような形で据え置きという形で出されておるわけでありまして、過去から幸田町におきましては、先ほど言いましたように、人事院勧告に沿って給料表等の改正を実施しておりますし、また近隣7市におきましても、県の人事委員会勧告に沿ってではなくて、人勸に沿って、西三河7市においても実施をしておるという内容でございますので、今後、人勸等の話題も出ているわけですが、人勸がなくなるとか、そういう話題ですが、そういうときには、また考えなければいけないことかと思っておりますけれども、今現時点では、従来どおり近隣市と同じような形で人勸に準じて給料表の改正をお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回提案をされた中で言えば、若年層に配慮したものになっているわけでありまして、これが2級の職員にあっては77号給から月額3000円から7000円、この4等級の中でそういうような形の引き下げ、3級にあっては61号給から、4級にあっては45号給から、5級にあっては37号給から、そして6級では29号給、7級では17号給というふうに引き下げが、この中間から定年に近い、そうしたところの年代まで3000円から2,200円までの月額の引き下げが提案をされているわけがあります。これで、幸田町の職員の年間の影響額、そして職員数、これについて答弁をいただきたいと思っております。

それから、次にこの公務員給与が3年連続で引き下げ・削減という方向で実施をされてきている中で、この平成18年度の給与の切りかえに伴う経過措置というものが、年ごとにそれを合わせるという形の中でやられるわけでありまして、これが平成25年の3月31日まで、それ以降は廃止をするよと。ということは、足切りになる職員が出てくるのかという問題でございます。こうした経過措置に伴う職員の数はいくらだけか、あわせてお答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） まず、今回の改定に伴います影響額でございますけれども、23年度というか、年間でございますけれども、490万5,379円という形になります。

減額対象の職員にあっては、159人、319名の職員の中の159名ということで、49.8%の職員が対象となります。

それと、今回の3点目の平成18年の現給保障の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、18名の職員が該当しております。

この職員が平成25年に廃止になったときに何人影響があるかということにつきましては、18人から昇格なり、例えば退職ということもあるわけですが、そういうことがありますので、25年段階での人数はちょっと把握をしておりませんが、現時点では18名ということになっております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、1人当たりの年間の削減金額、引き下げ金額は幾らになるのか、お答えがいただきたい。

それから、現時点では18人ということですが、25年の3月31日までで足切りになる職員というのは、これは定年まで働いた場合ということで、その足切りになる職員は何人か、お答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 1人当たりの年間の影響額でございますけれども、これにつきましては、3万851円という形になっております。

2点目の退職の関係でございますけれども、ちょっと済みません、その資料をちょっと持ち合わせておりませんので、退職のほうは何人かということは、ちょっと今お答えができません。申しわけございません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の引き下げによって、1人当たり3万851円という引き下げ金額になるわけですが、今までこうした職員給与の削減・引き下げ、こういう提案に当たっては、一々聞かなくても、影響額や人数、そういうものはこの議案関係資料という中できちっと数字も出されていたわけですが、それが今回、なぜ出されなかったのかと。しかも、今回は法案が国会に提案されている中で、人勧のあり方や、それから国家公務員に至っては、人勧を無視した形の中での政府提案の大幅な引き下げ提案、こういうものが取りざたされてきている中で、こうした国の動向や、あるいは人勧の方向等を、そういう社会状況の中で、今現在の地域に置かれた内容というものを何ら加味していない。そういう中で、人勧どおりの引き下げを行うというのはいかなるものかということでございます。

国においても、この国家公務員の給与を引き下げることによって社会情勢に与える影響、そういうものも出されてきているわけですが、この幸田町に至っては、職員給与を人勧どおりに引き下げるに当たって、それが波及する影響については、どう勘案されたのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 今回の資料につきまして、議案関係資料で、先ほど私が答弁させていただいたような資料が添付しておりませんでした。大変申しわけございませんでした。今後、わかりやすいような形で提供できるような形でしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の地域経済への影響ということかと思いますけれども、当然、今回、幸田町の職員の159名でございますけれども、それが下がることによりましてどれほどの影響があるかというのはちょっとわかりかねますけれども、当然、心理的にはあるのかなというふうには考えておりますけれども、ただこの人勧につきましては、全国の事業所を調べた結果、民間との差がこのようなあるということで出されておりますので、そういう形でのある程度の引き下げはお願いをしていかなければならないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、今回の職員給与の引き下げを提案するに当たって、ほかの類似団体にも及ぶかというふうに思うわけでありませけれども、こと嘱託職員、あるいは非常勤職員、パートの人たちの時間給あたりにはどういう影響があるのか、お尋ねしたいと思います。

先ごろ、この最低賃金が出されました。愛知県下の最賃の状況も出され、そして若干ながら引き上げもなされてきたところでございますけれども、そうした点からして、この公務員給与の引き下げによって、また幸田町で言えば、社会福祉協議会や文振協等の職員にも影響していくのではなかろうかというふうに思うわけでありませけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 現時点におきましては、非常勤職員とか嘱託職員に対して影響するということとは考えておりませ。

それと、あとその他各種団体につきましては、それぞれの団体で考えてみえるところだというふうに思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど丸山議員も指摘をしましたが、野田民主党政権は、人勸を無視して、7.8%引き上げを2013年までかけてやりますよと、こういうことですが、そもそも人勸というものはどういうものですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 人事院勧告につきましては、年に1回、法律に基づきまして、最低年1回、内閣なり国会に民間給与との差を報告するような取り決めがなされている中で、毎年1回ですけれども、実施しておる内容かというふうに考えております。

当然、公務員の給与につきましては、独自で決めるということもあるかと思ひませけれども、なかなか情勢、どのような給料体系がいいのかということは、やはり民間の企業の中でそれぞれ労使の中で決められた、その給料額を参考にして、それに基づいて公務員の給与を決めるという形でなされているわけでありまして、反面、公務員の契約等を締結できない、その代償措置としての意味合いを持っておるといふようなこともあるかと思ひませ。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁がくちやくちやくちやくちあつち行ったりこち行ったりしておるもので、わかりにくくなるわけで、あなた、都合のいいときは国家公務員、それを外して公務員と、使い分けをかなりやっている。確信犯的に使い分けをしながら、片一方では公務員という、国家公務員も地方公務員もひっくるめた形の中で公務員と言う。

人勸の中では国家公務員ですよと、こういう使い分けをされております。

私がそもそも人勸制度とは何ぞやということをお聞きしたのは、そういうことじゃない。あなたも答弁されているように、要は人事院勧告制度というのは、憲法で保障された法律の仕組みの中の制度でしょう。違いますか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほど次長も少し申し上げましたが、国家公務員・地方公務員を含めまして、公務員には争議行為が認められておりません。その代替措置としての人事院勧告制度でございますので、私どもはそれに基づく運用を行ってきておるものであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、人事院勧告という制度そのものについては、私どもは否定的な見解であります。しかし、それは憲法で保障をされた労働基本権、労働基本権というのは3権あるわけですね。団結権、団体行動権、それから団体交渉権と、こういう三つの労働基本権が憲法で保障をされていながら、公務員にはその3権が剥奪をされている。剥奪をされていることに対する代償の措置として人事院勧告制度というのが法律で決まっている。つまり、憲法で保障された労働基本権が、今度、野田民主党政権の中で、それが無視をされてきている。こういう内容が一番問題であるということと同時に、それは国家公務員に対する勧告の問題、あるいは政府の対応の問題。

町長は議案の提案の中で、人事院の勧告に伴って我がまちも、こういうことを言われると、人事院勧告制度そのものは、国家公務員に対する対応の問題でしょう。人事院勧告がそうだから、地方公務員も全部右に倣えと、こういうことが法に書いてあるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 先ほどの人事院勧告につきましては、1984年、昭和59年の訴訟の最高裁でも、人事院勧告については公務員の労働基本権の制約の中での違憲とされたというような補足説明もついておりますので、当然、先ほど言われましたような形の代償の措置という形になっておるかと思えます。

それと、あと当然、人事院勧告がなくなるということになれば、当然、それは職員労働組合と協議の上に給与のほうが決まされていくというふうになるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は人勸がなくなればどうのこうのなんていうことを言ったか。言わないことを何で答弁する。聞きもされんことを。

人勸制度がなくなるかどうかのと、人勸制度とはそもそも国家公務員を対象にするものであって、地方公務員を対象にするものかどうかということをお聞きを求めたわけだ。聞いとるのか、人の話を。

だから、議会に対して、町長が冒頭でおわびしたけれども、きょう開く臨時議会の議案書がきのうの晩に届きまして、ごめんなさいで済むのか。非常に悪い事例だ。今後気をつけますと、当たり前のことだ。何か不祥事があると、テレビの前で頭を下げて、ごめんなさい。今後気をつけます。再発防止にと。そんなことは当たり前のことだ。どこに原因があるのか。大須賀町政になって、たるみがどっと広がるとるわ。事なかれ、議会軽視、これでもまだ足らんぐらいだ。臨時議会に臨む議案書が何できのう届いて、ごめんなさいで済むのだ。処分対象だぞ。議会を何と心得ておるの。地方における最高の議決機関ですよ。最高の議決機関に、あした提案する議案の内容がきょうの晩に届くと。それで、ごめんなさいねと、今後気をつけますと、通り一遍のあいさつ。こういうことがずっと充満しとるから、先ほどの答弁でも、聞きもせんことをたーたーたーたー一言とるとのことなんだ。

本当に今日の大須賀町政というのは、いろいろ言われるけれども、肝心なかなめなところが抜けとる。それが典型的にあらわれたのが、今回の議会に対する対応だ。こういうことを率直に申し上げておく。

ということと、今回の議案の提案の内容で、現給保障ということが言われる。現給の「現」というのは、現在の「現」ということですよね。減っていく給料じゃないんです。この仕組みができたのは、平成18年、当時の給与改定という形の中で、当時、幸田町は10級制でした。それを8級にし、そして今日、7級にした。一つの級の中に5段階制を設けた。5段階評価という形で、以前は等級の中で、その等の中で号で全部やられておったわけだ。今度は号がざっと流れてきた。なぜか。それは職員を分断するため。

そういう中で、給料表を10級から8級に、8級から7級にと引き下げた、そのことによる影響は、現在、職としては言われておりませんが、当時の専門員、それから係長、こういう人たちが主に該当して、現給保障の対象になってきた。そういう職がなくなったときに、どこに収れんされたのかと言ったら、主任主査に収れんされて、そこから主任主査から課長補佐になれば、救済はされていく。しかし、依然として主任主査にとどまっておる。あなたが言われたように、今後、昇任・昇給がどうなっていくか、そんなことはわかるわけねえじゃんか。

そんなことを想定して、25年にどうなるとるかなんて、町長の腹一つだ。あの人間は上げたらあかん。いや、あいつは主任主査にとどめておくか。そうしたら、ずっと現給保障が最終的には補てんされずに済んでいく。こういう内容の中で、18人の方がこの制度の中では取り残されて、現給保障の対象とされていない、100%保障されていない。それは、先ほども、あなただって勝手に人勧、人勧と言っておいて、片一方では情勢適応の原則だと。

確かに、地方自治法にはあるわな。地方自治法には、お役者方のかたい頭じゃなくて、情勢が変われば、その変わった情勢に適応するような事務事業を進めなさいよという地方自治法の定めだという規定で、あなたも情勢適応の原則だと言ったなら、18名の救済の方法があるでしょう。都合のいいときは人勧でぱっとやって保障せんと、片一方では情勢適応の原則だと、18名の人たちがあなた方のそのとき、そのときの言い分に翻弄されて、救済をされていかない。これだって、幸田町という一つの自治体の裁量の中

でできるはずですよ、18人の方。そこら辺は、町長なり副町長なり、どういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 給料表につきましては、今言われました御指摘のように、係長、専門員を主任主査というような形で号給等を変えてきておる経過の中で、今御指摘のように、先ほど次長からお話がありました18名、現給保障の関係で影響が出ておるわけです。

この点につきましては、今後、労使等の場で今後の対応については具体策をまた決めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の副町長の答弁でいくと、今後、情勢適応の原則に基づいて、18名については、今回の提案はそうであるけれども、それはあなた方の運用の中でやっていきますよと、救済できるようにしますよと。つまり、25年の段階で現給保障の対象にもなって、保障もされずにと、泣く泣くと、こういうものはなくしていきたいと、こういうふうに私が受け取るわけですが、それでよろしいね、そういう受けとめ方で。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今御指摘のように、今後、対応等については、意に沿うような形で検討させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう任用の仕方、先ほど申し上げたとおり、主任主査から一歩踏み出していくという方向でないと救済ができないと、こういう方向性、いわゆる職階・職務と、こういうのが給料表の仕組みという形になっておりますので、職階・職務が現状であれば、いつまでたっても保障されないということです、職階・職務の対応の形の中で救済をされていくというふうな受けとめ方をします。

それと、もう一つは、先ほどちょっと人勤制度がなくなったときにどうしようかと言って、先走ってやっておられるので、せっかく答弁されたので、それに対する対応の問題も考えていきたい。

それは、一つは、別にそれをすぐ準用するなよ。要は、私がずっと一貫して申し上げてきたのは、職員の労働条件の変更は、対応する労働組合と円満に話し合いながら合意ができるようにと、こういうことをずっと一貫して申し上げてきた。今回のこの給与改定、いわゆる労働条件の改正・改悪という形になるわけですが、これに対応して、労働組合とどういう状況で話を進められて、現在、どういう形になっているのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 先ほどちょっと私の答弁が間違っただけで、どうも大変申しわけございませんでした。

それと、あと組合交渉でございますけれども、11月11日の金曜日、15日の火曜日、22日の火曜日という形で、3回、労働組合との交渉をしまして、22日の日に合

意をさせていただいたという内容でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどちょこっと触れましたけれども、今後、人勸制度というものがなくなって、労使の当事者間で交渉を進めて問題の解決を図っていくという方向性がより鮮明になってくるだろうと。まだ、人勸制度そのものについてはぐにやぐにやぐにやぐにやしておるので、政治は生き物でありますから、今後どういうふうな方向になってくるかはわかりません。

しかし、状況としては、今の人勸制度の仕組みについてはいろいろ問題があることも事実という点から言って、当事者間で交渉能力を高めながらお互いに合意をしていくと、こういう方向になっていくことには間違いない。

そうしたときに、私はどんな場合でもそうですが、条件アップという、条件がよくなっていく、あるいは改善をされていくということであれば、双方、いろんな問題があっても、合意をする。しかし、今回のように引き下げていく、3年連続だという形が出てきたときには、やっぱり自分たちの生活・暮らしを守っていくために労働組合が結成をされているわけですから、そういう組合との交渉は難渋をきわめるといっていますが、私は何が何でも労使交渉しなきゃいかんという考えじゃないんです。場合によっては、けんか棒ちぎれになる。それもやむを得んだろうと。しかし、けんか棒ちぎれになったときに、お互いに足をけったくれ合ってということにせず、けんか棒ちぎれになっても、双方の言い分・主張は何かというものを整理して、お互いが確認をすると。それは合意じゃないんですよ。あんたの言い分は全然聞かへんと、おまえの言うことは全く間違っているわということではなくて、私の言い分も聞いてほしい、理解してほしい。あんたの言い分もわかったよと。こういう形をとらないと、今後の労使の円満な慣行はできていきません。

こういう点で、これからの課題です。これからの課題でありますから、これからどうするんだなんていうことは申し上げません。それは状況が変わってきたときに、その対応があるわけですから、しかし原則としては、先ほど申し上げたとおり、けんか棒ちぎれにするなよと、足をけったくってということじゃなくて、足をけったくてもいいんだ、机をたたいたっていいんだ。しかし、最後には円満な方向というのは、合意せよということじゃない。お互いの言い分は、双方が理解をし合うと。しかし、合意には至らなかったよと。今後の労使の円満な慣行をつくるために双方が努力しましょうよと。これが方向性だと思いますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 御指摘のとおり、今回の議案等につきましても、組合と協議を重ねてきたわけでありまして、今後についても、合意・成立に至らないことはあるかもしれませんが、御指摘のように、双方の意見を生かせるような形で健全な労使交渉に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど丸山議員が指摘をされていましたが、今回の人勸に従

って給与引き下げをするという形の中で、影響がどうだと。これは職員の関係では、そうです。しかし、そうじゃないんです。職員の関係は直接的な問題、しかし幸田町という一つの、全部含めれば、私たちも報酬をもらっておるわけですから、1,300人から抱える大きな事業所、その事業所の中に働く常勤の職員に給料の引き下げをする。その影響というのは、地域経済に与える影響が大きいわけですよ。中小・零細、そういう企業の人たちが、いや、職員も引き下げたから、我のところもと引き下げ競争をやったら、地域経済に大きな影響を与えますよと、幸田町の税収にも影響が及びますよと、こういうことなんです。

国民の所得、住民の所得が順調に上がっていくことによって税収が得られてくるという仕組みの中で、我が町だけそういう仕組みから外れて、職員のわずか18名の人たちだけの減収で、それでいくのかと。あるいは、315名の人たちの問題じゃないんです。そういう人たちが波及的な影響を地域経済に与えるということをどれほどお考えなのかということの答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 冒頭から次長が申し上げておるかと思えますけれども、人事院勧告は民間の給与の実態を後からそれに合わせていくという性格のもので、私どもはずっとそれを運用させていただいてきております。実際に高いから下げるということでありまして、公務員の給与が地域経済の活性化を先導するために高く設定をしていいと、そういう趣旨のものでもございません。私どもは、あくまでも民間の実態に合うということでやっていますので、よろしく願いがしたい。

ただ、民間の方々には、公務員の給料が下がったからおれらもさらに下げるぞと、こういうふうな負の連鎖が起きないように、やはり民間の方々はずひ利益を上げていただいて、従業員にもより手厚く処遇をしていただくと。そうすれば、私どもの給料も必然的に上がってまいりますので、そういうことを期待してお願いがしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、あなたの言われる負の連鎖、悪魔のサイクルとも言われる。連鎖をしていく、したがって民間給与が低いから合わせたんだよと。合わせたら、今度は給与が、民間のほうにどんどんどんどん引き下げ競争になっていくということもきちっと押さえておくべきだ。いや、それにめげずに、民間、頑張ってくれやと、そうすればわしらも恩恵が受けられると、そんなのは発想が悪いわ。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑の終結をいたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場から討論をしてみたいです。

現在、国家公務員給与の引き下げをめぐって、政府民主と自民・公明が人勸無視の憲法違反だ、いや、給与引き下げの人勸の趣旨を含んでいるから違反には当たらないなど、国会で対立するなどしております。

国家公務員給与をめぐっては、政府が復興財源確保を口実に2013年度末まで7.8%、2,900億円の引き下げる削減法案を提出しているものであります。一方で、人事院は、平均0.23%引き下げを勧告しております。これは、公務員給与の生計費原則を無視をし、民間準拠を唯一の根拠としたものであり、3年連続しての給与削減勧告であります。

人勸は、労働基本権剥奪の代償措置であり、政府は不当な引き下げ勧告であっても尊重しなければならぬと言って、実施をしてきました。幸田町も、過去から人勸どおりに実施してきたとして、今回の削減は、中間年齢層以上に対して0.23%の引き下げを行い、月額300円から2,200円の引き下げを提案をしているものであり、23年度は490万5,000円の影響額であることが質疑の中でも出されております。

また、影響する職員については、319人中の159人が対象となるものであります。1人当たりの平均引き下げは3万851円であり、地域経済への影響もはかり知れないものであります。

人事院勧告は、公務員だけでなく、人件費を連動させてきた社会福祉施設や私立学校など、直接影響が及ぶものであり、労働者は日本全国の中でも約625万人に上り、労働運動総合研究所の試算によると、10%削減した場合、年3兆4,700億円の家計収入が減り、国と地方の税収も約5,400億円減ると試算もされているものであります。

今回の国家公務員の給与削減は、大震災の復興財源の確保を口実としていますが、震災復興のためには、公務員の役割発揮がますます必要となってきております。給与削減は全く逆行するもので、働く意欲の減退につながるものではないでしょうか。また、地域経済にも大きな打撃を与えるもので、経済再建にとってもマイナスにしかありません。

国家公務員の人勸による給与改定は見送られたという考え方を示しながら、改正理由では、人勸の給与勧告に準じるというのは、全く納得のいくものではないことを指摘をし、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第48号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田久男君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第48号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成23年11月25日招集された第3回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 9時52分

○議長(池田久男君) 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

第3回幸田町議会の臨時会におきまして、議員の皆様方には、早朝より御出席いただき、私どもの提案させていただきました議案、終始、熱心に御審議をいただき、可決・承認を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。

臨時会に提案させていただきました可決・成立した議案の執行に当たりましては、御審議の際にいただきました指摘・御意見を十分留意いたしまして、今後の町政運営に参考にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、1件、御報告をさせていただきますと存じます。

過日、島原市、長崎県の島原市でありますけれども、交流ということで、先月の6日から8日の3日間、私と総務課長の2名で島原市を表敬訪問をいたしました。

過去の歴史上、島原市と深溝松平氏との関係が深く、今回の機会を生かして、さらに文化交流等につなげてまいりたいというふうに思っております。

そのような関係で視察をさせていただきましたので、御報告をさせていただきたいと存じます。

最後に、議員各位におかれましては、寒さに向かう折から、また12月議会定例会も控えておりまして、健康にはくれぐれも御留意いただき、町政発展のための特段の御指導・御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれましては、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されるようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年11月25日

議 長 池 田 久 男

議 員 夏 目 一 成

議 員 笹 野 康 男